

## 緊急時見舞金のご案内 [令和4年度]

令和4年度の緊急時見舞金の給付につきましては、以下の支給要件等により実施いたします。お申込みの場合は、申込書に必要事項を記載のうえ、必要書類を添付し、お申込期限までに交通遺児等育成基金 支援給付事業係 まで郵送にてお送り下さい。

## 1 支給の要件

緊急時見舞金は、自動車事故により死亡または重度の後遺障害(※)が残った方のご家庭で、特に生計困窮度の高い家庭(義務教育終了前の児童がいる家庭)で、当該家庭の子弟またはその扶養者の方などが、死亡あるいは重度の後遺障害者となったとき、及び災害等により家屋等に甚大な被害を受けた場合に給付します。

※ 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1 または 別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級に該当する方。

2 支給金額 一家庭につき 5万円～10万円

3 締め切り 締切期限はありません。随時受付。

4 支給日 支給決定後、速やかに支給。

## 5 必要な提出書類

(1) 緊急時見舞金支給申込書(当法人所定のもの) ……1通

(2) 住民票(原本) ……1通

※ マイナンバーを除く世帯全員、本籍と筆頭者、世帯主と続柄記載のもの

(3) 令和4年度住民税の課税(非課税)証明書(省略の無い原本) ……1通

※ もしくは所得税額決定通知書、源泉徴収票のコピーのいずれかでも可。

(4) 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書 ……1通

(5) (独)自動車事故対策機構の介護料を受給されている方は、交通事故証明書は不要ですが、介護料受給資格認定通知書(コピー)1通が必要となります。

(6) (5)以外の重度後遺障害の方は、交通事故証明書は不要ですが、自賠法の等級(後遺障害等級が認定されたもの)がわかる書類(コピー)1通が必要となります。

(7) 申込事由を証明する書類は必ず添付してください。

①扶養者死亡の場合・・・死亡診断書等のコピー

②重度後遺障害の場合・・・認定された後遺障害等級が分かる書面のコピー

③家屋等被災の場合・・・り災証明書等のコピー(半壊以下の場合は、被災状況の分かる写真や火災保険等関係書面)

## 6 所得税及び寿民税の非課税相当額について

平成 23 年度の税制改正での年少扶養控除廃止により令和 4 年度（令和 3 年分）において税法上課税された者への救済措置として、課税額が表中の計算式で算出した額の範囲内（算出額 > 課税額）であれば非課税の扱いとします。

### （1）所得税 [計算式] $380,000 \text{ 円} \times A \times B$

この式において、A及びBは、次のとおりです。

A = 当該所得税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(16 歳未満の人数)

B = 当該所得税額の算出に当たり適用された税率（※課税所得額により変動）

※ 令和 3 年分源泉徴収票の源泉徴収税額をご確認ください。

#### 【例】義務教育終了前の児童 2 名、所得税率 5% の場合

$$380,000 \times 2 \times 0.05 = 38,000 > \text{課税額}$$

計算した数値が課税額を超える場合、非課税扱いとなります。

### （2）住民税（道府県民税＋市町村民税） [計算式] $330,000 \text{ 円} \times A \times B$

この式において、A及びBは、次のとおりです。

A = 当該住民税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(住民票記載の 16 歳未満の人数)

B = 当該住民税の算出に当たり適用された税率（10%（全国の平均値））

※ 令和 3 年度分道府県民税・市町村民税課税(非課税)証明書の年税額をご確認ください。

#### 【例】義務教育終了前の児童 2 名の場合

$$330,000 \times 2 \times 0.1 = 66,000 > \text{課税額}$$

計算した数値が課税額を超える場合、非課税扱いとなります。

## 7 申込書等の送付先及びお問合せ先

住 所：〒102-0083 千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

担 当：(公財) 交通遺児等育成基金 支援給付事業 係

電話等：TEL 03-3237-0158 ・ FAX 03-3237-8931

受付時間：10時～17時（土日、祝祭日を除く）

## 8 注意事項

- (1) 本事業は寄付金を原資とし、単年度ごとの事業として年間予算の範囲内で行っており、支給するにあたり一定の収入要件を設けていますので、要件に該当するか否かが不明の場合は、申込前にお問い合わせください。  
また、お問合せの際には、収入面を始め生活状況などについて、お伺いしますので、予めご了承ください。
- (2) 本事業は、単年度ごとの事業のため、過去に遡っての支給はできません。  
また、これまでに申し込みをされていても、所定の必要書類を再度ご提出いただいておりますので、ご了承ください。
- (3) 書類の不備等があった場合は、担当者よりご連絡しますので、再度ご出いただく場合がございますので、当法人の業務時間内で連絡可能な連絡先を必ずご記入ください。
- (4) お申込みの際にお送りいただいた書類一式は、返却をしておりませんので、ご了承ください。
- (5) 特段の事由がない限り、締切日を過ぎてのお申込みにつきましては、一切お受けできませんので、ご了承ください。

※ 送付宛先(以下切り取ってご利用ください。)

〒102-0083

東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7階

(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業係